官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（経済産業二）　二
〔法規的告示〕
○人工血管基準及び医療用接着剤基準の一部を改正する告示並びに視力補正用コンタクトレンズ基準を廃止する告示（厚生労働二五）　二
〔その他告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産九二～九七）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同九八）　四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同九九）　五
○水先人に免許を与えた件（国土交通二五〇）　六
○Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件（同二五一）
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同二五二）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二三～二七）　七
○駐留軍用地特措法第五条に基づく土地の使用認定に関する件（同二八～三六）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局一七、一八）　八
○都市計画に関する件（四国地方整備局三）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　内閣府　岐阜県　愛知県　沖縄県　堺市　九
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
法　務
公証人任免（法務省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、証票無効、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○経済産業省令第二号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
第一条　令和八年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。	
原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり二億四千三百七十万八千円

改正前	
第一条　令和七年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。	
原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり二億一千一百七十二万七千円

第二条　令和八年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり六千三百九十八万二千円

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり五千八百八十一万八千円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、人工血管基準及び医療用接着剤基準の一部を改正する告示並びに視力補正用コンタクトレンズ基準を廃止する告示を次のように定める。

令和八年二月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

人工血管基準及び医療用接着剤基準の一部を改正する告示並びに視力補正用コンタクトレンズ基準を廃止する告示

（人工血管基準の一部改正）

第一条　人工血管基準（昭和四十五年厚生省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅱ　人工血管の品質基準及び試験法 人工血管の品質基準及び試験法は次のとおりとする。ただし、次に掲げる品質基準及び試験法と同等以上の品質、有効性及び安全性を担保することができる品質基準及び試験法がある場合には、それを用いることができる。 (1)　(略) (2)　化学試験 ア　(略) イ　pH、重金属及び過マンガン酸カリウム還元性物質 本品1.0ｇを採り、水100mLを入れた容器中に入れ、37℃で24時間加温した後、本品を取り出し、この液を試験液とし、次の試験を行うとき、これに適合する。	Ⅱ　人工血管の品質及び試験法 （新設） (1)　(略) (2)　化学試験 ア　(略) イ　pH、重金属及び過マンガン酸カリウム還元性物質 本品1.0ｇを採り、水100mLを入れた容器中に入れ、37℃で24時間加温した後、本品を取り出し、この液を試験液とし、次の試験を行うとき、これに適合する。

改正後	改正前
(ア)　pH 試験液及び水を各20mL採り、日本薬局方（令和３年６月厚生労働省告示第220号）一般試験法（以下「日局」という。）のpH測定法により試験を行うとき、両液のpHの差は、1.0以下である。 (イ)・(ウ)　(略) (3)　(略)	(ア)　pH 試験液及び水を各20mL採り、日本薬局方（昭和61年３月厚生省告示第58号）一般試験法（以下「日局」という。）のpH測定法により試験を行うとき、両液のpHの差は、1.0以下である。 (イ)・(ウ)　(略) (3)　(略)

（医療用接着剤基準の一部改正）

第二条　医療用接着剤基準（昭和四十五年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅱ　医療用接着剤の品質基準及び試験法 医療用接着剤の品質基準及び試験法は次のとおりとする。ただし、次に掲げる品質基準及び試験法と同等以上の品質、有効性及び安全性を担保することができる品質基準及び試験法がある場合には、それを用いることができる。 (1)　物理試験 （削る） 本品を岩塩板にうすくぬり、硬化後赤外吸収スペクトルを測定するとき、2220 cm^{-1}付近、1740 cm^{-1}付近及び1250cm^{-1}付近にそれぞれ吸収の極大を認める。 (2)　(略) (3)　化学試験 ア　強熱残分 本品５ｇをとり、日本薬局方（令和３年６月厚生労働省告示第220号）一般試験法（以下「日局」という。）に規定する強熱残分試験法により試験を行なうとき、0.1％以下である。 イ　(略) (4)　(略)	Ⅱ　医療用接着剤の品質及び試験法 （新設） (1)　物理試験 ア　外観 本品は、ほとんど無色澄明の液である。 イ　赤外吸収スペクトル 本品を岩塩板にうすくぬり、硬化後赤外吸収スペクトルを測定するとき、2220 cm^{-1}付近、1740 cm^{-1}付近及び1250cm^{-1}付近にそれぞれ吸収の極大を認める。 (2)　(略) (3)　化学試験 ア　強熱残分 本品５ｇをとり、日本薬局方（昭和51年４月厚生省告示第44号）一般試験法（以下「日局」という。）に規定する強熱残分試験法により試験を行なうとき、0.1％以下である。 イ　(略) (4)　(略)

（視力補正用コンタクトレンズ基準の廃止）

第三条　視力補正用コンタクトレンズ基準（平成十三年厚生労働省告示第三百四十九号）を廃止する。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

その他告示

○農林水産省告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町栃折峠三五八、三五九、字峯三六一の二、三六一の三、三六一の五から三六一の八まで、三六二の一、三六二の三から三六二の六まで、三六三の一、三六三の三から三六三の七まで、三六五の一から三六五の二〇まで、三六六、三六七の一から三六七の五まで、三六七の七から三六七の一八まで、三六八の一から三六八の五まで、三七〇の三、三七一、三七二、字間平四一五の五、四一五の六、四一五の九から四一五の一二まで、四一七の一から四一七の九まで、四一九の一、四一九の二、四一九の四から四一九の七まで、四二〇の二から四二〇の四まで、字泉四二一の一から四二一の一二まで、四二一の二から四二一の五まで、四二二の七から四二二の一七まで、字細尾四三九の一から四三九の六まで、四三九の八から四三九の一二まで、四四〇の一から四四〇の六まで、四四〇の八、四四〇の一〇、四四一の一、四四一の二、四四一の七、四四一の五から四四一の八まで、四四二の一六、四四二の一七、四四三、字南山三三八四の二、三三八五から三三八七まで、三三八九から三三九四まで、三三九三の二、三三九六から三三九八まで、三四〇五、三四四五から三四四八まで、三四五一の二、三四六二から三四七〇まで、三四七二の二、三四七二から三四七五まで、三四七二の二、三四七二の三、字桂ノ平三四七六から三四八三まで、三四八七から三四九二まで、三四九七から三五〇〇まで、三五〇二から三五〇四まで、三五〇五の一、三五〇五の二、三五〇七の一、三五一一、三五一二、三五一三の二、三五三一の二、三五三一の三、三五四八、三五五〇、三五五一、三五五三から三五五八まで、三五六一、三五六一の二、三五七一、字狢ケ峯三六二一から三六二六まで、三六三〇、三六三五から三六四〇まで、三六四二から三六四八まで、三六四九の二、三六五〇から三六五五まで、三六五七から三六六一まで、三六六四から三六七一まで、三六六八の二、三六六九の二、字地極谷三六七二から三六七五まで、三六七九、三六九〇から三六九五まで、三七〇〇まで、三七〇二から三七〇五まで、三七〇八から三七一〇まで、三七一二から三七一七まで、三七一八の一、三七一八の二、三七二一、三七二三から三七三九まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市上大納三六字三坂谷一の二、一の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県鈴鹿市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市・多気郡大台町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

大台町（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二日農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第三　（略） 第四　まいわし対馬暖流系群 一　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第三　（略） 第四　まいわし対馬暖流系群 一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
長崎県	70,000
（略）	（略）
鹿児島県	15,000

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	60,200
（略）	（略）

第五～第八　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
長崎県	33,400
（略）	（略）
鹿児島県	5,000

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	42,200
（略）	（略）

第五～第八　（略）

○農林水産省告示第九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ず
第一　（略）	
第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群	
一　（略）	
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	
（単位：トン）	

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	9,700
（略）	（略）
島根県	26,900
山口県	3,200
（略）	（略）
長崎県	46,400
（略）	（略）
鹿児島県	12,000

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

改正前
わいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　（略）
第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群
一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	8,800
（略）	（略）
島根県	22,900
山口県	2,900
（略）	（略）
長崎県	41,200
（略）	（略）
鹿児島県	10,900

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	116,800
（略）	（略）
第三～第十一　（略）	

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	106,300
（略）	（略）
第三～第十一　（略）	

○国土交通省告示第二百五十号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月四日　　国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六八号	小島　史義	愛知県	令和八年一月二十日	島原海湾水先区
第二四六九号	安藤圭一郎	山口県	令和八年一月二十日	関門水先区
第二四七〇号	坂下　純一	兵庫県	令和八年一月二十日	大阪湾水先区
第二四七一号	勝間　武勇	鹿児島県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七二号	加藤　耕大	福岡県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七三号	内田佑太郎	熊本県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七四号	井上　明幸	福岡県	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七五号	藤原　岳史	京都府	令和八年一月二十日	内海水先区
第二四七六号	斎藤　貴	茨城県	令和八年一月二十日	酒田水先区
第二四七七号	前田　尚史	北海道	令和八年一月二十日	函館水先区
第二四七八号	久野　真之	愛知県	令和八年一月二十日	伊勢三河湾水先区

○国土交通省告示第二百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年二月四日　　国土交通大臣　金子　恭之

Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件

一　事業所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
シンガポール事務所	20 Science Park Road, #03-01 Teletech Park Singapore Science Park II, Singapore 117674

㈡　変更年月日　令和八年一月二日

○国土交通省告示第二百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年二月四日　　国土交通大臣　金子　恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目２番47号
変更後	大阪府大阪市港区築港一丁目７番18号

㈡　変更年月日　令和八年一月十三日

○防衛省告示第二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年二月九日、同月十三日及び同月十七日から同月二十二日（予備、同月十日及び同月十四日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年二月九日（予備、同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年二月十三日及び同月二十日（予備、同月十四日及び同月二十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年二月七日から同月十四日及び同月十九日から同月二十三日（予備、同月十五日から同月十八日、同月二十四日及び同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年二月七日から同月十四日及び同月十九日から同月二十三日（予備、同月十五日から同月十八日、同月二十四日及び同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｷ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から北側で(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(ｲ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ｳ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(ｴ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(ｵ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(ｶ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(ｷ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ｸ)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ｹ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称　沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在　沖縄県国頭郡伊江村字西江上ヤー原（一八二〇番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所　沖縄県国頭郡伊江村字東江前三八番地　伊江村役場

○防衛省告示第二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称　沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在　沖縄県国頭郡宜野座村字漢那城原（二二七六番二五）

沖縄県国頭郡金武町字金武石川原（八一八二番一）、字金武長地原（八六二〇番）及び字伊芸加武川原（一九二七番、一九二八番二及び一九二八番三）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所　沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座二九六番地　宜野座村役場

沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番一号　沖縄防衛局金武出張所

○防衛省告示第三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称　沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在　沖縄県国頭郡金武町字金武大兼久原（二八六二番一及び二八七一番一）、字金武大保根原（一一九四七番一及び一九六九番一）及び字金武岬原（一二七四二番一、一二八〇三番、一二八三六番一、一二八三七番三、一二八六四番一、一二八六四番二、一二八六四番三、一二八六四番四、一二八六四番五、一二八六四番六、一二八六四番七、一二八六四番八、一二八六四番九、一二九〇九番、一二九五九番、一二九五九番一、一二九五九番二、一二九五九番三、一二九五九番四、一二九五九番五、一二九六〇番、一二九六八番及び一二九七八番一）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所　沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番一号　沖縄防衛局金武出張所

○防衛省告示第三十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県うるま市字西原ブリク原（七五〇番一、七五〇番三、七五九番一及び七五九番三）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県うるま市みどり町一丁目一番一号　うるま市役所

○防衛省告示第三十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字東（六四番）、字楚辺字西（二四八番及び二七六番）、字楚辺西前原（五一六番）、字楚辺東前原（五九八番）、字楚辺後原（一二三八番）及び字大湾糸蒲原（八一四番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館

○防衛省告示第三十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県宜野湾市字安仁屋前原（五七五番、五七六番、五七七番及び六一四番）、字喜友名下原（一三五二番一）及び字新城下原（六六八番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原（七二九番一）
　沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館
　沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場四二六番地二　北中城村役場

○防衛省告示第三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県浦添市字城間城間原（四七九番三）及び字仲西外間門原（三六〇番四及び三七三番一）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

○防衛省告示第三十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県うるま市字西原ブリク原（七五〇番一、七五〇番三、七五九番一及び七五九番三）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県うるま市みどり町一丁目一番一号　うるま市役所

○防衛省告示第三十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字東（六四番）、字楚辺字西（二四八番及び二七六番）、字楚辺西前原（五一六番）、字楚辺東前原（五九八番）、字楚辺後原（一二三八番）及び字大湾糸蒲原（八一四番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館

○防衛省告示第三十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県宜野湾市字安仁屋前原（五七五番、五七六番、五七七番及び六一四番）、字喜友名下原（一三五二番一）及び字新城下原（六六八番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原（七二九番一）
　沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館
　沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場四二六番地二　北中城村役場

○防衛省告示第三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県浦添市字城間城間原（四七九番三）及び字仲西外間門原（三六〇番四及び三七三番一）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

○防衛省告示第三十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県沖縄市字山里新川原（三一五番三）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県沖縄市仲宗根町三五番地一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

○防衛省告示第三十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県浦添市字城間城間原（四七三番一）、字城間東空寿（一八三四番三）及び字仲西外間門原（三七一番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

○東北地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月四日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　二本松本宮都市計画道路事業三・五・一号吹上荒町線
三　事業施行期間　自令和八年二月四日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　福島県本宮市本宮字中條及び字上町
　使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月四日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　会津都市計画道路事業三・四・一二六号日新町徳久線
三　事業施行期間　自令和八年二月四日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　福島県会津若松市本町、新横町、湯川町
　使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　四国中央都市計画道路事業三・五・六号駅前平木線
三　事業施行期間　自令和八年二月四日至令和十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛媛県四国中央市妻鳥町地内
　使用の部分　なし

国会事項

衆議院

辞令

（議長秘書）衆議院参事　田中　翔太

議長秘書を免ずる

委員部第一課調整主幹を命ずる（二月一日）

参議院

当選通知書受領

二月二日内閣総理大臣から令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

木村　義雄（青山繁晴退職による）

人事異動

内閣

国務大臣秘書官に任命する　渡邊　恵美

牧野国務大臣附を命ずる

（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補）判事補　小板橋亜優

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上二月一日）

（松戸簡易裁判所判事・千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　酒井　良介

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　内野　俊夫

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上二月二日）

内閣府

上皇侍医　杉田　純一

皇嗣職侍医　大関　敦子

願に依り本官を免ずる（各通）（七年十二月三十一日）　清水　悠

上皇侍医に任命する　常盤　洋之

皇嗣職侍医に任命する（以上一月一日）

上皇侍従　斉藤　貴彦

願に依り本官を免ずる（一月十八日）　青島　秀典

上皇侍従に任命する（一月十九日）

岐阜県

副知事　新旧職員等　足立　葉子（一月一日）

○人事委員会委員再任

佐藤まゆみ委員は、七年十二月二十一日再任された。

○教育委員会委員任命

市川祥子委員は、七年十二月十五日任期満了し、欠員であったところ、同月二十三日次の者が任命された。

教育委員会委員　小島　貴子

愛知県

○収用委員会委員任命

梶藤和彦委員は、七年十二月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。

収用委員会委員　平田　雅也

沖縄県

○教育委員会委員任命

比嘉佳代委員は、七年十二月三十一日任期満了し、一月一日次の者が任命された。

教育委員会委員　上里　佐代

堺市

○人事委員会委員選任

角谷景司委員は、一月五日任期満了し、同月六日次の者が選任された。

人事委員会委員　佐渡　恵

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月四日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八号

(三) 占用を制限する区域　大崎市古川大幡字新田一二〇番二から同市古川稲葉字角田八番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月四日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

備考

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人尾立美子は願により公証人を免ぜられた。

杉山正明は公証人に任命され、東京法務局所属公証人尾立美子の後任を命ぜられた。（以上一月二十六日）（法務省）

公告

諸事項

証票滅効

所得．復興特別所得．消費．印紙．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

令和6年7月10日交付　第令6―00000013号

戸塚税務署　財務事務官　矢野　北斗　名義分

令和8年1月16日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和8年2月4日　国税庁

財産債務調書の提出に関する質問検査章
令和６年７月10日交付　第令６―000000013号
戸塚税務署　財務事務官　矢野　北斗　名義分
令和８年１月16日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
令和８年２月４日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

岩手県盛岡市小杉山一五番地三号

（甲）医療法人青樹会

理事長　田中由紀子

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第一四地割字蔵打直八二番一

（乙）医療法人あかね会

理事長　田中由紀子

吸収分割公告

当社（甲）は、令和八年四月一日を効力発生日として、吸収分割により、近畿日本ツーリスト株式会社（乙、東京都新宿区西新宿二丁目六番一号）の営む個人旅行事業における直営店舗販売事業および仕入部門に関する権利義務を承継することにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.club-tourism.co.jp/ir/e_koukoku/index.htm

（乙）https://www.knt.co.jp/gkoukoku/61/

令和八年二月四日

東京都江東区豊洲五丁目六番五二号

クラブツーリズム株式会社

代表取締役　酒井　博

吸収分割公告

当社（甲）は、令和八年四月一日を効力発生日として、吸収分割により、株式会社近畿日本ツーリストブループラネット（乙、東京都江東区枝川一丁目九番四号）の営む個人旅行事業における国内市場向けＷＥＢ販売事業（訪日市場向けＷＥＢ販売事業を除く）に関する権利義務を承継することにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.club-tourism.co.jp/ir/e_koukoku/index.htm

（乙）https://www.knt.co.jp/gkoukoku/51/

令和八年二月四日

東京都江東区豊洲五丁目六番五二号

クラブツーリズム株式会社

代表取締役　酒井　博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

札幌市中央区南三条東二丁目一五番地

合同会社ＬＩＦＥ　ＥＶＥＮＴ　ＳＵＰＰＯＲＴ

代表社員　髙橋　京史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

北海道旭川市神楽岡十条三丁目三番二一号

ガーデンハウスＡ

アイラーセン・ジャパン合同会社

代表社員　エヌ・アイラーセン・エーエス

職務執行者　ニルス・トマス・ユール・アイラーセン

組織変更公告

当会社は、株式会社へ組織変更する予定である。

当会社に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出られたい。

令和八年二月四日

東京都新宿区四谷一丁目九番一六号三宅ビル四階

ＡＩセキュリティ合同会社

代表社員　堀居　隆生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社サニーテックソアソリューションズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

北九州市小倉北区浅野一丁目一番一号ビエラ小倉一階ＤＩＳＣＯＶＥＲＹ一四〇号

合同会社サニーテックソアソリューションズ

代表社員　一ノ瀬　敦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

熊本県八代市八幡町一番二一号

合名会社白石商店

代表社員　白石　裕之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十八億二千万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金に組み入れることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本年二月五日から三月六日までにお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月四日

福島県郡山市大槻町字古屋敷八〇番一号

らくのう乳業株式会社

代表取締役　服部　岳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月四日

千葉県館山市正木二六七番地の五

有限会社鈴建興業

代表取締役　鈴木壽美男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月四日

東京都新宿区西早稲田三丁目一五番一〇号

平井ビル有限会社

代表取締役　平井雄一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月四日

東京都中央区新川一丁目六番一一号

ＮＹＣＩ15株式会社

代表取締役　尾上　侑己

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一三九頁（号外第二十一号）

令和八年二月四日

大阪市阿倍野区播磨町二丁目一番一二号

株式会社分部塾

代表取締役　松崎千賀子

準備金の額の減少公告

当社は、山本産業株式会社との株式交換（以下、「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月四日

兵庫県伊丹市緑ケ丘六丁目四三番地四

株式会社ＹＳホールディングス

代表取締役　山本　浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月五日を給付期日とする募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を三千三百四十万円、資本準備金の額を三千三百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://info.angel-navi.com/company/

令和八年二月四日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

エクイティファンディング株式会社

代表取締役　飯田　正之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額の増加がなされることを条件として、資本金の額を一億八千四百九十九万三千百円、資本準備金の額を一億八千四百九十九万三千百円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は令和八年三月六日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.cchan.tv/

令和八年二月四日

東京都港区南青山七丁目一番五号

Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社

代表取締役社長　森川　亮

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万四千六百二十二円、資本準備金の額を二百万四千六百二十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月四日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社カオナビ

代表取締役　佐藤　寛之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億五千九百九十五万円、資本準備金の額を二十億五千九百九十五万円減少し、それぞれ一千万円とすることにいたしました。

また、令和八年三月三十一日を払込期日とする募集株式の発行が実行された場合には、当該募集株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を前文の減少額に加えて減少することにいたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　六十八頁（号外第一五六号）

令和八年二月四日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

Power Frontier Holdings株式会社

代表取締役　樫原　俊樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月四日

東京都中央区日本橋小網町七番二号

ぺんてる株式会社

代表取締役　石垣　淳一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月四日

山形県西置賜郡白鷹町大字下山六六一番地の一

白鷹観光開発株式会社

代表取締役　黒澤　利朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月四日

愛知県刈谷市築地町一丁目六番地五

株式会社エアーサプライ

代表取締役　纐纈　篤司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるチョンホジンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

大阪府大阪市浪速区大国三丁目六番二―四〇一号

コレール流通株式会社

日本における代表者　チョンホジン

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資二十四万口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月五日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ＥＳＲ幸浦１特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇四号）

令和八年二月四日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＤＨ－ＣＲＵＸ　Ｊａｐａｎ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年四月十六日付官報の号外第八十六号四十八頁に掲載されています。

令和八年二月四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ＥＳＲ幸浦１特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

合併公告並びに組織変更公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲はこの合併の効力発生を条件として、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は、それぞれ令和八年三月五日を予定しております。

右記の合併並びに組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

東京都豊島区長崎五丁目七番二号フェリシテ・オー・ヴィラージュ五〇二号

（甲）合名会社Ｅｍｐｅｒｅｕｒオクムラ

代表社員　奥村　義一

東京都豊島区長崎五丁目七番二号フェリシテ・オー・ヴィラージュ五〇二号

（乙）合同会社Ｒｅｉｎｅ

代表社員　奥村ひとみ

訂正公告

令和七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の第二十五期決算公告中、住所に「東京都千代田区神田神保町１丁目２番６号」とあるのは「東京都千代田区神田神保町１丁目１０５番地」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月四日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

アイチップス・テクノロジー株式会社

代表取締役　柳井　明弘

訂正公告

令和八年一月二十二日（号外第十四号）掲載の左記会社に係る吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、株式会社ディーロジリンクスの住所につき「滋賀県野洲市三上一二四四一番地」とあるは「滋賀県野洲市三上一二四四一番地」の誤りにつき訂正します。なお、この吸収分割に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月四日

滋賀県野洲市三上一二四四番地

（甲）株式会社ディーロジリンクス

代表取締役　森田　貴史

東京都渋谷区富ケ谷一丁目三五番二三号

（乙）株式会社Ｄｓｔｙｌｅホールディングス

代表取締役　徳田　充孝

取消公告

令和八年一月二十六日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年二月四日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

アイチップス・テクノロジー株式会社

代表取締役　柳井　明弘

取消公告

令和七年十二月二十六日（号外第二八六号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年二月四日

富山県氷見市地蔵町七番四八号

株式会社氷見かねまつ

代表取締役　石井　大智

取消公告

令和八年一月二十一日掲載の外国会社の全ての日本における代表者の退任公告を取消します。

令和八年二月四日

中華人民共和国福建省厦門市高崎国際空港東埭遼路二〇号

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地関西国際空港内

厦門太古飛机工程有限公司

日本における代表者　林　東錦

正誤

ページ	段	行	誤	正
三	一九		第百一条	第百十一条

（改正後欄）

令和七年七月二十三日（号外第百六十八号）公布内閣府令第七十一号（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）